

様式第1号

令和6年 月 日

令和6年度 青少年交流スペース「アンダンテ」設置運営委託
応 募 書

静岡県知事

川勝 平太 様

所在地 〒

団体名

代表者名(役職)

印

(連絡先)

令和6年度 青少年交流スペース「アンダンテ」設置運営委託について、以下のとおり関係書類を添えて応募します。

◎関係書類

- 1 事業企画書(様式第2号)
- 2 団体の概要(様式第3号)
- 3 誓約書(様式第4号)

事業企画書

団体名 _____

1 事業の企画（募集要項3の事業の概要（1）に（2）を加えて記載してください。）

項 目	内 容

2 事業の執行体制

--

団体の概要

団体の名称			
設立年月日	年	月	日
所在地	〒	-	
連絡先 (上記と違う場合)	〒	-	
代表者名			
事業担当責任者	氏名		
	TEL		FAX
	E-Mail		
団体の概要・目的			
会員数	会員	人	(専従職員 人)

<p>これまでの主な 活動実績</p> <p>〔 どのような活動 を行っている か、具体的に記 述する。 〕</p>	
<p>行政からの 受託事業の実績</p> <p>〔 事業名 契約金額 契約年月日 行政担当室・課名 等 〕</p>	

誓 約 書

令和 年 月 日

静岡県知事 川勝 平太 様

団 体 名

住 所

代表者名



団体名 _____ は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号並びに次に掲げることについて該当することを誓約します。

- 1 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていないこと。
- 2 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的かつ積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していないこと。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していないこと。
- 4 役員等が、その相手方が4から8のいずれかに該当するものであることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結していないこと。
- 5 暴力的な要求行為を行わないこと。
- 6 法的な責任を超えた不当な要求行為を行わないこと。
- 7 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行わないこと。
- 8 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行わないこと。
- 9 その他5から8までのいずれかに準ずる行為を行わないこと。

特定非営利活動促進法(抜粋)

- 第2条第2項第2号 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。
- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
 - ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
 - ハ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- 第12条第1項第3号 次に掲げる団体に該当しないものであること。
- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)
 - ロ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体

誓 約 書

令和 年 月 日

静岡県知事 川勝 平太 様

団 体 名

住 所

代表者名



団体名 _____ は、以下の内容について該当することを誓約します。

- 1 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- 2 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- 3 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- 5 暴力団員等（暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）でないこと。
- 6 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていないこと。
- 7 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的かつ積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していないこと。
- 8 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していないこと。
- 9 役員等が、その相手方が4から8のいずれかに該当するものであることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結していないこと。
- 10 暴力的な要求行為を行わないこと。
- 11 法的な責任を超えた不当な要求行為を行わないこと。
- 12 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行わないこと。
- 13 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行わないこと。
- 14 その他10から13までのいずれかに準ずる行為を行わないこと。